

平成28年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成28年（2016年）2月9日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【2月9日】

開会（午後0時59分）.....	1
副市長あいさつ.....	1
魅力発信及び発展に関する事業等に係る提出資料に基づく調査・ 研究について.....	1
専門的知見の活用について.....	32
閉会（午後4時01分）.....	33

大阪狭山市の魅力発信及び
発展に関する事業等調査特別委員会

平成28年（2016年）2月9日

本委員会に付託された案件

- 1．魅力発信及び発展に関する事業等に係る提出資料に基づく調査・研究について
- 2．専門的知見の活用について

午後0時59分 開議

松尾 巧委員長

皆さん、本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開会いたします。

なお、北委員より欠席届が提出されております。

ここで、委員会を開催するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願いを申し上げます。

まず、録音の関係上、特に14人の委員でございますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

次に、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のまま結構でございます。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず委員長と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後発言されるよう、よろしくお願いをいたします。

それでは委員会に入らせていただきます。

最初に、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

高林正啓副市長

それでは失礼をいたします。

皆様、こんにちは。

それでは、特別委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る1月20日の特別委員会におきまして、その翌日にはございましたが、21日に発足のグリーン水素シティ事業推進研究会、この件に関しましてのご質問等を20日の日に頂戴をいたしまして、市長を初め担当からお答えを申し上げたところでございますが、当日は平成28年度の一般会計予算の理事者査定等、スケジュールが混

んでございまして、そういった関係上から1時間程度という制約の中での委員会でございますので、皆様方には大変、十分な調査研究ができなかったことを、まずおわびを申し上げたいと思います。

その当日、委員長のほうから市長に対しまして、そういった状況でございますので、改めて資料提供をお願いする旨を述べられまして、その日にその日付で本事業に関する資料要求書を頂戴したところでございます。市では、この資料要求を受けまして、一部は事前に提出期限前には提出をさせていただきました機密保持契約の写しがそうでございます。残りにつきましては、期限でございました2月3日に提出をさせていただいたところでございます。

本日の案件でございます、私ども市のほうから提出いたしました資料の内容説明につきましては、後ほど私のほうから概要という形ですは説明を申し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

松尾 巧委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の案件であります、前回の本委員会でご確認いただき、当局に資料要求いたしました資料が提出されておりますので、その資料についてご説明をお願いいたします。

資料内容が広範、多岐にわたっている関係上、長時間になることが考えられます。

つきましては、効率よく進めてまいりたく、委員の質疑や理事者側の答弁につきましては、できる限り簡潔にさせていただきますようご協力をよろしくお願いをいたします。

また、資料説明及び質疑は3つの区分にして進めてまいりたいと思っておりますので、あわせてご協力をくださいますようお願いをいたします。

その区分につきましては、資料提出一覧の資料A、グリーン水素シティ事業概要から資料Fの機密保持契約までと、資料Qの太陽光発電事業等の事業説明経過を加えたもの。次に、資料Gの定款から資料Oの発電収支シミュレーションまで。そして資料Pのグリーン水素シティ事業推進研究会の組織概要についての以上3区分といたします。

このように区分してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、資料Aのグリーン水素シティ事業概要から資料Fの機密保持契約までと、資料Qの太陽光発電事業等の事業経過説明につきまして説明をお願いいたします。

副市長。

高林正啓副市長

まず、説明に入らせていただく前に、委員の皆様方に、きょう、ミスプリの関係で一部差しかえという形で書いておったと思うんですけども、その辺の説明から先にさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

松尾 巧委員長

はい。

高林正啓副市長

そうしましたら、まず資料のミスプリ関係でございますけれども、資料Bの大阪狭山市関係、その一番下のほうに、1月18日に河南記者クラブに報道提供と書いておったんですけども、この日にちが間違っております、1月13日ということで、きょう、差しかえの資料となっております。なお、1月18日のメルシー for SAYAMA関係のところの請負者と契約締結、これは間違いではございません。そういうことで、まずBの資料のミスプリがあったことを訂正の上、おわびいたします。

その次に、資料Lの4、それが、当初中ほどに太満池浄水場のやつが間違っていて清水池という

大きな文字が入っておったんですけども、それをとらせていただいたやつを差しかえで入れさせていただいておりますが、なお、左上と右下のところに太満池浄水場という、固有名詞としては本来「大きい」じゃなしに「太い」、「池」という文字が抜けております。そこもちょっとあわせまして、まだ抜けていたみたいですので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

それともう一つ、提出を求められた中には未提出の資料もございますので、その件も先に言わせていただいておりますが、よろしゅうございますか。

松尾 巧委員長

はい。

高林正啓副市長

まず、議長のほうからいただきました提出を求める資料の中の、予算・人員配置等と書かれている特に予算と人員配置についてでございますけれども、現状といたしましてはお示しできる状況には至っていないというところで未提出となっております。

それから、資料要求4のプロジェクトチーム関係でございますけれども、開催された会議の会議録をつけてくださいということがあったんですけども、プロジェクトチーム会議での会議録はとっていないという状況で未提出となっております。

それから、のグリーン水素シティ事業推進研究会第1回会議の会議録、それは現在、企業6社が参加なんですけれども、それと会議録の調製といいますが、読んでいただいております、まだ最終全ての業者のほうから返っておりませんので、現在としては調製中でございます。

あわせまして、研究会のルールといいますが、規約なり会則なども現在検討中でございますので、こういったことも含めて今後明らかにできるものと、そのように思っております。

また、この件に関しましての今後の進め方につきましても資料提出できておりません。これは、現在、参加されました企業のほうに事業スキームを2月末までに出していただきたいということを事務局としてはお願いをしております、それが整った段階で今後の進め方についても見えてくればお示ししたいと、そのように思っておりますので、以上、提出を求める資料でありながら未提出となっている説明でございます。

それでは、早速ですけれども、委員長のほうから、まず1つ目のブロックとして、一言で言いますとグリーン水素シティ事業関係だと思っておりますけれども、資料でいいますとAからF並びにQ、その説明をさせていただきたいと思っております。

まず、Aのグリーン水素シティ事業概要についてでございますけれども、一応イメージ的なものをここで1枚物でまとめさせていただいておりますが、大きくは一番下の太括弧の中の企業SPCとか書いておりますけれども、事業としては から までの7つの主な事業を掲載させていただいておりますけれども、これが研究会で取り組む主な事業になっております。将来的なものといましては、50年先を見据えたという非常に半世紀ということで途方もない年数を入れておるんですけれども、このぐらい先を見通した段階で、この研究会として大阪狭山市に、またそれ以外も含めまして、どのぐらい貢献できるのかと、まずは市主体的には考えておりますけれども、そういったところでこの事業概要のとおり事が進んでいきますと、どのようなことが市民あるいは大阪狭山市に還元されるのかといったのが、太い矢印で左と右と両サイドでございますけれども、市民への還元といましては、結果的には生活のゆとりにつながり人口増加につながるんじゃないかと、そ

の具体的なやつは各種料金の低減につながるんじゃないかということを入れております。市への還元という点では、新たな行政施策が展開できるんじゃないかと。つまり新たな財源の確保が生まれまして、雇用の創出であったり税収の増につながったりというふうなところでイメージとしては書いております。

それで、こういった事業が生み出す還元的な要素、そういったところを絵的にあらわしていただいておりますけれども、その中で、大阪狭山市、メルシー for SAYAMA、企業SPCがどのような関係性があるのかといったことを一言で連携という表現をさせていただいておりますけれども、それぞれのいわばすみ分けといいますか、役割分担といいますか、それに基づいて連携しながら取り組んでいくというイメージの絵でございます。一応、これが基本的には事業概要の雑駁な説明となります。あと細かい点は後ほどまたご質問等承りたいと思っております。

次に、Bのグリーン水素シティ事業に係る経過でございますが、特に議長のほうから求められておりますのは、時系列的なものをわかりやすく記載していただきたいという、これを受けまして、先ほどAのところ、大阪狭山市、メルシー for SAYAMAと役割分担的なイメージを言いましたけれども、それを1つの考え方として、大きくは3つの時系列をつくらせていただきました。大阪狭山市の関係、議会も含まれております、プロジェクトチームの関係、これはプロジェクトチーム会議とそれ以外の動きも入れております、それとメルシー for SAYAMA株式会社の動き、そういったものを日どりごとに入れていただいております。

大阪狭山市の関係で申し上げますと、7月23日に魅力発信事業の内部協議というのが書いておりますけれども、これは、職員の中から事業

提案する者がございましたので、その事業提案者と市長と協議を行った日がこの7月27日でございます。8月19日、それから9月28日、11月16日、それから12月25日ということで、魅力発信事業に係ります庁議の中での議論あるいは報告、そういったものを行ったものでございます。

あと、黒マルにつきましては議会関係でございまして、全員協議会を中心にこの中では3回分入れさせていただきました。基本的には、大阪狭山市にかかわります池等の太陽光発電、それから水素発電等の説明等は後ほどまた入れさせていただきますが、とりあえず大阪狭山市並びに議会関係の動きでございます。

次に、真ん中のプロジェクトチーム関係でございまして、10月13日にチームを発足いたしました。会議といたしましては黒マルになります。これまで、この提出するまでは7回行っております。それぞれのテーマにつきましてここに書き記させていただいているところでございます。

それから、メルシー for SAYAMAでございますが、11月19日にメルシー for SAYAMAができて、翌日20日の日にホームページをアップさせていただいて、会社としての初めての取り組みがため池等太陽光発電事業でございます。プロポーザルによる公募ということで、実施要綱を配布したのが12月7日から15日まででございます。参加受付、それから質問受付等々、日ごとにここに書かせていただいております。最終的に候補者が決定したのが12月22日、決定通知を送ったのが12月25日、そして契約を交わしたのが翌年の1月18日と、そのような流れになっております。

次に、Cの当面の主な役割分担でございまして、けれども、雑駁に申し上げますと、大阪狭山市は主に公的な機関との連携、連絡調整が役割となっております。メルシー for SAYAMA

株式会社につきましては主に民間との連絡調整等、野球でいう守備範囲的には大きくはそのように分けさせていただいております。ですから、例えば国の補助金申請にかかわる場合ですと、補助金関係と大阪狭山市に書いておりますけれども、国とか大阪府との調整と入っております。ですがメルシー for SAYAMAのほうにはそういったものが入っておりません。これが全国的にどんどん知名度が上がりまして、おもしろい事業やないかということで視察にもしか来るとすると、地方公共団体とかが来れば大阪狭山市でお世話をさせていただく、民間事業者が来るとメルシー for SAYAMAのほうで対応すると、そういったイメージの役割分担と、そのようにちょっと書かせていただきました。それを下のほうに絵的には描いているのがそういうことでございます。

次に、資料DとEに絡む件でございまして、まずプロジェクトチームの設置の根拠と申しますか、位置づけと申しますか、そういったものをまず示しなさいということでございましたので、まずEのほうを見ていただきますと、第3条にプロジェクトチームというのが入っております。これは、大阪狭山市事務分掌規則の第3条の中で、このプロジェクトチーム、つまりそういった組織を置くことができるという表現がございまして、それに基づきましてプロジェクトチーム設置規程というものをDという形でつくらせていただいたわけでございます。一応、設置根拠というのは、この事務分掌規則の第3条に基づいてプロジェクトチームを設置したという資料でございます。以上でございます。

Fにつきましては機密保持契約書ということで、コンコードインターナショナルインベストメンツグループエル・ピーと機密保持契約を結んで、その写しを提供させていただいているものでございます。

その次がQでございますね。Qのほうは、先ほどのBの資料を出していただきたいと思うんですけれども、大阪狭山市の関係のところでは8月4日から9月1日まで財産区関係への説明、あるいは自治会、地区会といったところへの説明、そういったものが書いておりますけれども、それから、プロジェクトチームのところでもそういった池の地元の関係者への説明等々を書いておりますけれども、こういったものをQの資料の中で、太陽光発電及び水素発電事業に関する事業説明の相手方及び候補地についてというのと、太陽光発電及び水素発電事業に関する地元及び堺市への事業説明経過、それと太陽光発電事業に係る大鳥池の底地所有権者の土地利用同意書の提出について、それぞれテーマごとに分けて、特に2番、3番ですけれども、それぞれ日どりごとに並べさせていただいたものでございます。これは、特にBとQについては相関係するところがございますので、ごらんいただけたらと思っております。

以上で、委員長のほうから、今、求めていただきました1つ目の説明にかえさせていただきます。以上でございます。

松尾 巧委員長

ただいまの説明につきまして、質疑等をお受けたいと思います。質疑等、ございませんでしょうか。

徳村委員。

徳村 賢委員

すみません、資料のCとDの関係で、ちょっと確認というか教えていただきたいんですけども、本市のプロジェクトチームとメルシー for SAYAMAとして分かれているわけですか。かぶるところもありますし、GSC事業推進研究会、こういったところとダブるところもあって、この辺……。

あと、メルシー for SAYAMAというの

は、あくまでもまだ社長1人の会社であって、これに含めて今後どうお考えになっているのか、兼職規定も含めて整理をどうされるのかということについて、今時点での考えを教えてくださいたいと思います。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

今、徳村委員おっしゃっているメルシー for SAYAMAの社長1人体制についてですけれども、今現在、研究会に参画させていただいています企業と調整をさせていただいて、当面の間ですけれども参画企業のほうから派遣応援をいただく予定をさせていただいています。メルシー for SAYAMA自体がきちっとした形の雇用形態ができて整理がされた段階で、雇用していくのか、あるいは市の職員を派遣していくのかということで検討をさせていただいて決定をしていきたいというふうに考えておりますので、当面、市のプロジェクトチームと応援いただく職員との調整をしながらメルシー for SAYAMAの事業についての運営部分で手助けをいただく、そういう予定をさせていただいております。

松尾 巧委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

実態が伴っていないというところがあるので、プロジェクトの中でもさまざま課題があって、下手をすると兼職に触れるところもありますので、その辺はやっぱり重々きっちり整理をしていただきたいですし、情報提供いただくところは情報提供をいただきたいと思いますので、リーダーが副市長やというふうに私は認識していますので、その辺は十分に理解をしていただきたいですし、しっかりとこのプロジェクトを進めるのであればしっかり進めるという覚悟を持

ってやっていただきたいと思いますので、それはちょっと意見というか要望にしておきます。

松尾 巧委員長

ほかに。

井上委員。

井上健太郎委員

先ほどの兼職の件なんですけれども、実際に11月19日、20日、そのあたりから事業は進んでいるわけで、そのときにもう既に活動されているわけじゃないですか。職員が当たっている受付業務であったり、問い合わせ先が岡田理事個人になってあったりだとかしているはずです。そのことについてもう一度確認させていただきたいんですが、前回、グレーな部分ですという説明があったんですが、そこはきちんと明確にクリアされているんですか、今の段階で。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

井上委員がおっしゃっているように、その当時に整理をすべきことであったのも事実ですけれども、人事当局とも相談をさせていただきながら、兼職するのであれば、地公法に基づいて、兼職をする部分の制限許可をとるべき課題かなということで調整をさせていただいていたんですけれども、ちょっとそこまで最終的にできなかった部分がありましたので、今の段階のままではいかせていただいたという経過は、もうおっしゃるとおりかなというふうに思っております。当然ながら、兼職禁止という部分が地公法上ありますけれども、それを、従事制限許可という、与えられる部分もありますので、その整理をそのときにきちっとしておればよかったんですけれども、そのときの段階でちょっと当局との詰めが私のほう、プロジェクトチームとしての詰めが甘いところもあってできなかった部分についてはちょっとおわびをさせていただくという

ことで、前回はそういった形の部分で報告をさせていただいたのかなというふうに思っておりますけれども。

以上です。

松尾 巧委員長

井上委員。

井上健太郎委員

はっきりしないことでしたので、有給をとって無償でボランティアとして活動されるのはどうなのか、そういう形でできるのかどうなのかということも確認させてもらいましたし、もう年次有給休暇の年が変わっていますから、有給も今からはさかのぼって発令できないわけじゃないですか。職員を守るというのも1つの大きな仕事かと思うんですが、グレーなまま走らせてしまっていることについて、おわびするという言葉がありましたけれども、まだ整理できる段階で提案させてもらっていたことについて、有給でクリアできないのかどうなのかということは年が変わる12月までに僕は言っているはずなんです。あと一月の間に有給で、12月28日か、仕事納めの日までに有給で整理できるものかどうなのかということ、その段階で僕は話一旦していると思うんですけれども、有給の取得が間に合う段階で、僕、有給でクリアできないのかということは.....。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

今、井上委員がおっしゃっている部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、いつの段階でそういった指摘をしていただいたのかちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

この問題は、多分1月の特別委員会の中で我々としてお答えさせていただいていたのかなというふうに思っておりまして、その時点では前回答えさせていただいたような内容でご報告

はさせていただいていたのかなというふうに思っておりますけれども、今おっしゃっている年給をとって処理をせえというふうな話をいつの時点でしていただいたのかどうか、ちょっと教えていただけたらありがたいんですけども。

井上健太郎委員

ちょっと整理する時間をください。すみません。

松尾 巧委員長

高田室長。

高田 修政策調整室長

太陽光のプロポーザルをホームページ上にアップしたあたりの対応というのは、先ほど答弁申し上げたとおり不適切な面があったと。ただ、今後についてはそういうことのないようにしていくということで説明をさせていただいたつもりなんですけれども。向こうの会社の仕事をするのであれば、派遣なりの方法できちっと条例改正して派遣していくというふうな対応が必要やというのが今の我々の認識です。

松尾 巧委員長

井上委員、いいですか。井上委員。

この間、ちょっとほかのほうも質疑受けますが。

上谷委員。

上谷元忠委員

すみません、ちょっと言葉の件なんですけれども、Bの、各水利組合、地元のほうに、財産区等に、事業説明という文言をずっとつづっておられますよね。我々のほうの、11月4日に魅力発信、全体説明という形になっているんですけども、早い段階から地元の水利組合等に事業説明、あるいは概要というか、その時点から事業説明という形でされておったのか。ここで、ずっと全部、事業説明になっていますんで、我々には全体説明という形になっていますんで、そこらあたりの言葉の、行政の意味の説明もあ

ると思うんですけども、どうかなとちょっと思ったんで、今、発言させていただきました。どうでしょうか、そこらあたり。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

今、上谷委員おっしゃっている部分は、事業全体での説明という部分と、財産区であったり水利組合であったりに説明させていただいた部分の地元に対する説明というのは、あくまでも太陽光発電に係る部分のみの説明をさせていただいておりますので、事業全体という意味ではないというふうにご理解いただけたらなというふうに思いますけれども。

松尾 巧委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

ということは、太陽光に特化しての概要説明という形になるんですよ。事業説明というのになるともう少し突っ込んだ形になると思うんですけども、そういうふうにして理解させてもらったらいいんですかね。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

すみません、ちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

当然ながら、財産区でいいますと、東野財産区と池尻財産区のうちの東池尻に対しましては、権兵衛池を活用させていただけるかどうかという部分の意向確認もさせていただきましたし、太陽光のソーラーでいいますと、大鳥池と東池尻の新池、それと池之原にあります濁り池、それと当時は半田地区にあります清水池についても、太陽光ソーラーについて設置できるかどうかの意向確認はさせていただいておりますので、そこはちょっとつけ加えさせていただ

きたいなというふうに思います。

松尾 巧委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

ということは、昨年からずっとやっている、事業説明というよりも、むしろ意向というか、市のほうのこういう方向で行くというようなことの地元への説明というか、概要説明会というふうな形で理解しておったらいいわけですね、回答としては。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

もちろん、利用していただくに当たって、我々は、こういった太陽光ソーラーを設置するに当たって、当然ながら農業振興にかかわって、そういった費用を生み出すための1つの手段という意味でご説明をさせていただきまして、池の中にそういった部分をつけさせていただくことについて、地元としてそれはできるのかどうかということも含めてお聞きさせていただいておりましたので、当然、地元としては、農業振興に役立てる部分としてそういった事業を展開するのであれば賛成できるよという意見はいただいておりますので、そういったこともあわせてちょっと報告をさせていただきたいと思っております。

松尾 巧委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

ということで、文言としては概要というか、その中身の説明という形で、事業説明というのはもう少し突っ込んだ形で、もうやるという形の分だと思しますので、そこらあたり、ちょっとまた文言考えていただいたらどうかなと思っています。

以上です。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

初歩的なことで、すみません。Bの表一覧なんですけれども、時系列的に少しわかりやすくまとめていただいたと思うんですが、11月18日は機密保持契約をしましたね、締結。11月8日でしたよね。機密保持契約、ちゃいますか。18日やね。11月18日でしょう。抜けているでしょう。16日があって、18日というのはすごく大事な1つの項目だと思うんですけれども、これが抜けているなと思ったのと、それと、この中でコンコードインターナショナルインベストメントグループエル・ピーというところとの契約を結んだと、締結したということなんですけれども、私たち、初めて聞く名前のように思うんです。今までの全協とかではこういう名前は聞いたことなかったの。この機密協定というのがよく理解できないんです。何をやる会社で、この相手がね、何をなさるんですかということちょっと教えてもらえたらと思うんですけれども。

それと、1月18日、請負者との契約締結というところがあるんですけれども、これも、どこの会社と結んだのかというのを少しわかりやすく説明をしていただけ……ここに書き込みをしていただければわかりやすいなど。資料を見たら全部わかるんですけれども、だけどせっかく時系列的に書いてくれていますので、大事なところはきちんと示してもらえたらと思います。

それと、12月22日と12月21日というのが、日にち、ちょっと入れかわっているんですけれども、どっちがどうなのかとか、資料、せっかくつくっていただいているんですけれども、こういったところ、間違っているのか日にちが入れ違いになっているのか、これもちょっと説明も含めてまずお願いします。

日にちから、先言うてくれる。

松尾 巧委員長
副市長。

高林正啓副市長

この件につきましては、今、委員ご指摘のとおりで、入れかわっており逆でございます。ですから21日を上へ持って行って、22日、そのまま一行下へ入れかえる。

北村栄司委員

行そのものを……

高林正啓副市長

行そのものを入れかえる。

北村栄司委員

入れかえるやね。

高林正啓副市長

はい。22日と21日はそれぞれ、行そのまま上下入れかえるというようにご理解ください。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

コンコードのご説明をさせていただきたいと思います。コンコードにつきましては、一応、事業を進めるに当たって、事業費をというか、一応、補助金であったり、会社の開発の費用であったりという、融資であったりというところなんですけれども、ファンドを扱ってられる会社として、今回、グリーン水素シティの事業をやるに当たって中心となっていたという企業として、その中で、一応、代表として今回機密保持を結んでいただいて、コンコードからほかの企業には、別途それぞれが事業をするときに、そういう形で機密保持を結んでいただくような流れになっているというような形になっております。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

だからコンコードというのは初めてですね、

私が聞くのは、私たちがここで聞くのね。そういうことですね。そういうところと結ぶこと自体が機密だったんですか、私たちに機密ですよというふうに報告されていた中身は。

素朴な疑問を聞いているだけやからね。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

一応、基本的には、ほかのメーカーの名前もお出ししていなかったと思うんですね。とりあえず機密保持を結ばせていただいて、各企業も入っていただく段階で、いろんな技術をお持ちですので、包括的に、当面、どの企業がどう入っていくのかということも、ファンド事業でやる場合は機密にしていこうという面もあってちょっとお出ししていなかったということです。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

だから、その名前を出すこと自体が機密だったわけですね。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

はい。

松尾 巧委員長

小原委員。

小原一浩委員

Bの、平成27年11月4日に全員の説明会があったと思うんですが、そのときに、とにかくもう少し詳しく説明してほしいと言うたら、機密保持契約があるんでそれ以上は言えません。特許の関係 私は、特許だったら特許申請していたらええはずだし、ノウハウの問題ありますけれどもね。それで、そのとき、11月4日にその話あったんですが、この機密保持契約の成立が11月18日になっているんですよ。まだ機

密保持契約を結んでいないけれども、案として受け取っていて、それをもう契約するという感じでそういうふうな発言されたんですかね。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

小原委員おっしゃるとおりで、ちょっとそういうお話がありましたので、そういう形でお答えさせていただきました。

小原一浩委員

慌ててつくったんですか。

岡田博志都市整備部理事

いや、そういうわけではございません。

松尾 巧委員長

小原委員。

小原一浩委員

とにかく私は、機密保持契約というのを結んで、だから何も言えませんというのはおかしいなという気はしているんですけども。これを、じゃ機密保持契約を結んでいるということやから、情報公開してほしいということで担当の、総務ですかね、庶務のほうに頼んだら、え、どこがそんな契約をやっているんですかと、いや、わからんけれども、都市整備部が主導権を持ってやっているん違いますかと、へえということで私自身驚いたんですけどもね。ちょっと、民間と官庁、というかこういう市役所とは違うと思うんですが、基本的に市長名でそういう契約をする場合には、法的に何か落ち度がないとかいろんなことで、そういう法律に詳しい部署が契約に携わって、ええとか悪いとかいう言うはずなんやけれども、ここの市役所は勝手にそれぞれの部署で、縦割りか何か知りませんが、自分ところでぼーんと契約できるんですかね。そんなことやっていたら、今後についてですけども、いろいろ問題起こると思うんですよ。そういうことからいうと、きちっと契

約については、例えば会社であれば総務とか法務とか何かいうところとか、特許関係であれば研究開発部とかなんかいいうのも、ちゃんとそこがチェックした上で契約を結ぶと思うんですが、大阪狭山市はそういう体制にはなっていないんですか。

松尾 巧委員長

田中部長

田中 斉総務部長

通常の業務につきましては事務決裁規程という規程がございます、その規程にのっとって事務が遂行されるということでございます。特に、このプロジェクトチームにつきましては、先ほどのプロジェクトチームの設置規程に基づきまして、これらのプロジェクトチームに関する所掌事務の決裁は、事務決裁規程第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず副市長の専決事項とするという形で、事務のほうは遂行されているというふうに理解をしております。

以上です。

松尾 巧委員長

小原委員。

小原一浩委員

オールマイティーな副市長だと思いますけれども、いろいろ契約の場合には、その部門での特徴みたいなものがあるはずなんで、これは、もしそういうことでどんどんほかの部門で縦割りみたいな感じでやっているといいものかどうかというのを、今後の問題としてよく考えていただきたいと思うんですよ。何のためにそういう庶務の規定 どころかやったやつを開示するための窓口じゃないはずなんですよ。それはきちっとやらないと、今後大きな問題起こすなという気はしますのでね。規定によってやっています、副市長の専決で全部できるんですと、そんなこと言うていたら、会社でいうたら副社長のあれで全部できんのかということになります

わ。社長の専決じゃなしに、そういう部門があ
ってきちっとチェックするのが筋だと思います
よ。ですから、その辺の規程が、規程によって
それでできるんだということであれば、それは
間違っていると、だから訂正すべきであるとい
うことを指摘しておきますわ。

松尾 巧委員長

田中部長

田中 斉総務部長

小原委員おっしゃるとおりでございますけれ
ども、このプロジェクトチームといいますのは、
先ほどの事務分掌規則第3条に基づいて、重要
課題で緊急に処理する必要があるという前提に
おいて設置をさせていただいているところでご
ざいますので、ご指摘のとおり、通常、そうい
うラインの流れというところでも、このプロジ
ェクトチームとしては組織としての検討も進め
ておりますので、今後そういう組織体制になれ
ば、通常の事務決裁規程並びに事務分掌規則に
基づいて処理をさせていただきたいというふう
に考えておりますので、よろしくご理解いた
きますようお願いいたします。

松尾 巧委員長

小原委員。

小原一浩委員

くどいようですけれども、緊急やからとか何
かじゃなしに、通常そういうふうにすると、そ
れなりの緊急に対しても慎重にやるということ
じゃないとだめだろと思うんですがね。

それと、私そのとき思ったんですけれども、
開示したらどうかということで、この機密保持
契約を見ていたら、そんなに何か特別なことは
書いていないわけですよ。それと同時に、あ
のときには特許の関係がありますのでちょっと
開示できないということだったけれども、少な
くとも、特許の関係を開示するような詳しい説
明をしてもらったところで市民も私どもも、私

どもと言うたらいけませんから、私もそんなに
理解できない。そんな詳しいことは必要ないん
で、もう少しわかりやすいような説明を私ども、
市議員とか市民に説明してほしいということ
だったんです。それを、この機密保持契約があ
るので一切できませんということで今まで来て
いたわけです。それで、かなりホームページと
か何かで詳しく説明した後でも、これを開示し
てくれというて要求しましたら、いや、なか
なかということで、2週間ぐらいかかったん
ですけどもね。私は思いますけれども、業者で
からできるだけ有利に事を運ぶためにこんな
こと言うてくるかもわかりませんが、その
辺のところはよく考えた上でやらないと、向
こうに言われたから、はい、じゃ結びましょ
う、結んだからいろいろ詳しい説明はできませ
んねんではだめだろと思いますんで、意見と
して言うておきますわ。

松尾 巧委員長

松井委員。

松井康祐委員

今、小原委員のほうからプロジェクトチーム
のお話が出ましたけれども、私の認識は、一般
企業でいえば、プロジェクトチームというのは、
例えば各部署のプロ、例えば先ほどの法的にど
うというふうなプロを集めたりして、その中で
解決できるような仕組みというのをつかってら
っしゃると思うんですけども、今、その形に
は 例えば庶務のほうから、公的文書として
いけるか、法律上どないやという担当が例えば
1人入っておれば、その子にその部分というの
は調べていただく、それ以外、自分の得意分野
で集まっていうふうに考えていたんですけれ
ども、内容的にはそのようにはPTはなってな
いんでしょうかね。

松尾 巧委員長

副市長。

高林正啓副市長

そういった趣旨でもってスタッフを集めたのは事実でございますが、ただ、より細かくなってきたときに、かつまた相手のほうからスピード感を求められたときに、少し緩いところもあったのも事実です。ただ、例えば人事に絡むやつは人事のほうに相談に行く、法律に絡む場合は庶務のほうに相談に行く、そういったものを当然わかっている者を選ばないと、烏合の衆という言葉は悪いですけども、そうなってくると本来の緊急を要するような処理、そういったものがチームとしては成り立ちませんので、基本的には松井委員のご指摘のとおりの趣旨で集めたつもりではございますが、現状的にはちょっと、勇み足というふうな言葉もよく出ましたけれども、そういったところで今回の例えばホームページの問題もしかりでございます。

松尾 巧委員長

松井委員。

松井康祐委員

前回、市長も来られて、情報共有がなされていなかったというふうな答弁もあったと思います。だからPTなんかも、つくっていただく中に、今の小原委員の気にされているような内容であるとか、そういうところを審査できるような皆さんもお入りいただいて、その中でやっぱりプロ集団としてやっていただけるというのが一番いいんじゃないかなというふうに思います。これは意見としてあれさせてもらいます。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

プロジェクトチームの議事録がないと今報告受けたんですけども、たしか副市長は、私たち、予算要望書を提出させていただいたときに、議事録ありますよねと確認して、ありますというふうにお答えいただいていたと思うんですよ。

プロジェクトというのは、今、松井委員からのほうもご指摘ありましたけれども、やっぱり専門集団の集まりだというふうに思っていますのでね。その集団で、事、法的にもきちんと押さえ、対市民、議会との対応もきちんと押さえながら進めていくというのが普通のことだと思うんです。そのためには、やはり一つひとつの会議の重要性というのは明らかだと思いますので、議事録を当然とって進めていくというのが本来だと思うんですよ。もし議事録もないような運営がされているということになれば、それこそ重要な問題がどこにあったのかとかということが後で確認すらできなくなるでしょう。だから、この進め方自体は、議事録がないということ一つ見ても、非常に、言い方は少しきついかわかりませんが、ずさんなやり方ですよ。行政が取り組んでやっていくような中身ではないと。本当に素人集団が集まって進めているにすぎない。なぜ議事録もとらないで進めたのかというのは疑問あります。

それと、プロジェクトチームを設置したということなんですけれども、いつ設置したんですか。

松尾 巧委員長

副市長。

高林正啓副市長

10月13日でございます。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

それで大阪狭山市魅力発信及び発展に関するプロジェクトチーム設置規程というのをつくってやったわけですよ、中身としてはね。資料でいただいています。この中で、チームリーダーは副市長、サブリーダーというのもあるんですけども、サブリーダーは誰というふうに置いているんですか。

松尾 巧委員長
副市長。

高林正啓副市長

現時点では置いておりません。リーダーのみ
でございます。

松尾 巧委員長
北村委員。

北村栄司委員

それで、せっかくなつくつた規程でありながら、
その中で、構成、きちんとサブリーダーも置く
とかということが掲げられておきながら、その構
成がされていないということは形だけのプロジ
ェクトチームということになりますよね。

それと、こういう規程をつくったことについ
て、いつつくったのかがもう本当にあれなんで
すけれども、これもあれですか、誰か全くわか
らない方がつくったんですか。

松尾 巧委員長
高田室長。

高田 修政策調整室長

事務分掌規則の第3条に基づいていますんで、
政策調整室のほうで作成はさせていただきました。

松尾 巧委員長
北村委員。

北村栄司委員

そうしましたらね、本来、どの規程見ても、
条例とか要綱とかを見ても、これ公布の日から
施行するとなっているんですよ。それだけな
んですよ。いつからという年月日が入っていな
い。いつ規程をつくったかということも、規程
第何号というのも入っていないんです。そうい
う規程というのは規程でありながら本来の規程
でないでしょう。

松尾 巧委員長
高田室長。

高田 修政策調整室長

北村委員おっしゃるご指摘のそこらは、その
とおりだと確かに思います。通常でしたら、プ
ロジェクトチームを設置して、本来その事務局
を務めるべき部署を指定して、そこでの文書
になりますんで、それに基づいての規程番号も
とるのが本来やとは思いますが。ただ、今回の場
合、事務局というのが、市の中の特定、既存の
組織じゃなしに、プロジェクトチームそのもの
が事務局的な、変則的な形でのスタートでした
ので、規程番号とかをとることができなかった
というのが実情です。

松尾 巧委員長
北村委員。

北村栄司委員

ということは、正式に認められた、公的に認
められた組織ではないということになりません
か。

松尾 巧委員長
高田室長。

高田 修政策調整室長

ただ、規程の制定については、この規程の起
案の決裁については、政策調整室のほうで起案
しまして市長までの決裁はとっております。

松尾 巧委員長
北村委員。

北村栄司委員

だから、決裁はとってあってあれですから、書
類もきちんと整えることはできるわけでしょう、
規程第何号とか。そういうことをきちんとやっ
て当然じゃないですか。何日も日にちたってい
るわけですから。10月13日につくったというん
ですから。いまだにこういう資料しか出せない
ということは……。だから本当に、実務を進め
ていく上でというか、初歩的なことはきちんと
やっぱりやりながら進めるということが大事だ
と思うんですよ。そういうところをいわば便宜
的に進めていくようなやり方では、やっぱりい

ろいろ後で指摘されると思うんですよ。だから、プロジェクトチームの議事録がないこと自体は、大きな問題ということも思いますしね。そういう資料もちゃんと出しておいてもらいたいと思うんですが。

(「規程やったらいらんやろ」の声あり)

北村栄司委員

規程やから要らんで、ちょっと.....

松尾 巧委員長

高田室長。

高田 修政策調整室長

いえいえ、すみません、ちょっと先ご報告させていただきます。先ほど、すみません、プロジェクトチーム設置規程の中で事務局の設置ができていないというのは変わらないんですけども、規程自体、先ほど言いました政策調整室の起案ということで、申し訳ありません、規程第9号ということで番号のほうはとっております。本日提出させていただいた規程の中に、本来であればそれを入れておくべきでありました。申し訳ないです。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

だから、もっている資料は、そういうのをもらっていないわけですよ。ということは、その時点ではなかったということでしょう。きょうには間に合わせるようにしたのか。それやったらそれでちゃんと資料を提出するべきでしょう。

松尾 巧委員長

高田室長。

高田 修政策調整室長

決してきょうのために間に合わせたんやないんで、それだけはくれぐれもご了解いただけたら。

北村栄司委員

早くから資料要求して、それに基づいて当局から出された資料を私たち持っているわけですよ。その資料は、いけば本来の公的なものとは認められないような資料ですよ。だから指摘しているわけね。だから、そういった一つひとつはきちんとした対応をしてほしいなど。そうでないと、どういうふうに私たちは論議していったらええのかももうわからなくなりますもの。

西尾市民部長、何か言いたいことあるみたいやけれども、何、どういうこと、今のことで。もしあればちゃんと言ってください。

西尾 仁市民部長

今の、資料としては、こういった資料ではだめだったんかどうかを確認しただけです。

北村栄司委員

入れかえしてくださいよ、ちゃんと、まず。それであれば。

西尾 仁市民部長

いや、先ほど政策調整室長がお答えさせていただいていますので、私がお答えする部分でありませぬので、そこはお答えさせていただいていないだけです。

松尾 巧委員長

理事者をお願いしたいんですが、例えばこのプロジェクトチームの設置規程、規程ですけども、日にちというのは設定されているんですか。

高田 修政策調整室長

正式な日付と規程番号入ったものをすぐにちょっとコピーして、今、配付させていただきます。

松尾 巧委員長

でないと、公布の日から施行するだけですから、わかりませんのでね。そういう日程、日付がちゃんと設置されてんやったら、それを提出していただきたいと思います。

北村栄司委員

公的に、公に、議会として、委員会として資料提出して求めているわけですから、それに対してきちんとした資料を出さないということ自体が問題でしょう。初歩的なこと聞いているだけですよ、私。私たちのもらった資料、私のももらった資料はこんな資料なんで、公的な状態として認められない資料じゃないですか。

松尾 巧委員長

ちょっと暫時休憩します。

午後1時58分 休憩

午後2時04分 再開

松尾 巧委員長

休憩前に引き続きまして再開をいたします。

そのほか、この件につきましての質疑。

井上委員。

井上健太郎委員

すみません、先ほどの件とこれが関連していたので。12月21日の全協の折に、このすみ分けのことがわからずに、高林副市長のほうにプロジェクトチームの業務が公務なのか市役所の仕事なのかということを確認させてもらった、その質問の流れの中で、勤務時間中なのか、そうでないのか、半休をとってクリアできないのかという話をしています。そのことで、西尾市民部長のほうから、時間外に休暇をとってする、そういうことはないという話がありました。今、この資料、設置規程とかを見せていただいて、当時の西尾市民部長の話を読み返ると、あ、自分の認識が間違っていたなということがわかりましたので、今先ほど質問したことは質問なくていいことだったかなと思っております。ちょっと変な話になってしまいましたが、一応、そんなことで整理していただきましたので、すみません、お願いいたします。

松尾 巧委員長

ほかに。

薦田委員。

薦田育子委員

私、ずっと見ていまして、この経過ずっと見ている中で一番気になったのが、やっぱり住民の人を置き去りにしていないか、議会に対しても軽視していないかというのはすごく感じるわけですね。特にQの中で示していただきましたように、事業説明経過とかを見ました。地区のほうへの説明とか、そういうのはどうなっていますかということでも出された資料だと思うんですね。これを見せていただきますと、財産区のほうにしているわけですね。例えば美原のほうでしたら各地区会とかしていますけれども、こちらの大阪狭山市のほうでは池之原地区会だけですよね、これを見てみますと。

この間も、私、テレビとかちょっと見ていたら、太陽光発電している周辺の住民の方ですね、これが何か部屋の温度が50度ぐらいになるという、そういうような放送もしていたんですね。だから、その太陽光発電した周辺の住宅の皆さんとか全体の方にとっても、住民の人にはすごく影響があると思うんです。この点、調査とか研究、影響力、影響ですね、例えば水鳥、環境を守るとか、周辺のそういうような住民の皆さんの環境問題について、どの程度考えて研究されて進めたことなんかというのを聞きたいです。地域の方に聞きましても、地区の中ではそれ聞いていないという方もいますね。だからその点、私は説明に……これは事業説明ですよ、事業説明されたんですね。確かにずっと並んでいますけれども、実際の話どうだったのかなというふうに思っています。特に調査、住んでいる方のそういう環境問題考えられた具体例として、どんなものあるんですか。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

まず、今の薦田委員のご質問ですけれども、まず周辺住民の方々への説明という点と、財産区あるいは地区、水利への説明という部分、ちょっと内容確認ではないですけれども、すみません、内容についてちょっと説明させていただきますけれども、まず財産区というのは財産区協議会という組織をお持ちです、地元のほうで。そこには地区の役員であったりとか水利組合の役員であったりとか、あるいはそれに関連する方々であったりとか、そういった方々が入っておられまして、その財産区協議会を対象に我々ちょっと説明をさせていただきました。

それと、池之原については、地区と水利組合の役員を中心にお集まりいただいてご説明をさせていただいています。当然、美原のほうも同様ですけれども、そういった形をとらせていただいていたので、地元として設置に関する意向確認という意味での了解をいただいたということでございます。

それと、環境に関する問題とかという点については、私、手に資料ございませんので、後ほどご説明させていただくことなるのか、あるいは後ほど説明させていただくことになるかもわかりませんが、地元への説明会ということにつきましては、設置を既に地元のほうも了解いただいていますので、設置工事をするに当たって今現在計画をさせていただいております。まず東の東池尻地区とその周辺の、特に狭山コーポであるとかレークハイツであるとかそういった周辺の方々について、今、日程調整をさせていただいております。その説明を、決定いたしました業者とともにお邪魔させていただいて、今ご心配いただいている影響度とかそういったことも含めてご説明をさせていただく予定はしております。

松尾 巧委員長

薦田委員。

薦田育子委員

あと、周辺への、環境ですね、その調査とか研究はどうなっていますか。何かされましたか。いやそれが、ほんまテレビ見て、もう周辺の住宅の人、大変やというね、やっていたんですよ、NHKかな、朝で。それでちょっと心配しているんですわ。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

どういったテレビ放送であったかは、ちょっと私、見ておりませんのでよくわかりませんが、当然ながら、設置するに当たって、どういった影響であるとか問題があるかということも含めて企業ともいろいろ協議をさせていただきまして、影響度については、そういった影響は少なからずないだろうという判断をさせていただいた経過がございます。当然、そこは企業ももちろんそういった調査研究もされていますし、それに基づいた資料も提供していただくということをお話をずっと進めさせていただいておりましたので、その辺は企業サイドもクリアされているということですので、我々はそういった企業の資料から判断をさせていただいた経過はございます。

松尾 巧委員長

薦田委員。

薦田育子委員

これ、私らでも、今でもいろいろ説明、今度の事業聞いていますけれども、いっぺんぱっと聞いてどういう事業かというの、なかなか難しいところあると思うんですね。それと、資料とかも出さばって説明したんやと思うんですけれども、ただ、そういう状態の中で、皆さんが聞いたわけでないんですよ、これ。代表の方ですよね、地区の方も。だから、どの程度、一般

住民の方に連絡入ったのかなというふうに思うんです。もう不安やという声もいっぱい聞きますしね。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

東野と東池尻では地元のほうにもご説明をしていただけたということをお聞きしておりましたし、池之原についても地元のほうから説明するんでそれはいいですよというご理解もいただいておりますので、あえて地区の方を、全員というわけではないですけども、集まっていたいてまでは結構だというふうに言っていたいておった経過がございましたので、そこまでは、ちょっと申し訳ないんですけども、やっております。

松尾 巧委員長

薦田委員。

薦田育子委員

これ、結局あれですね、もう決まっている事業ですよという説明だったんですか。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

今の、ちょっともう一回お聞かせいただきたいんですけども。決まっている事業だからということのご説明をさせていただいたわけじゃなくて、設置についての意向確認と、地元に対してご説明させていただくのはどういうふうにさせていただいたかということのお問い合わせをさせていただいたときに、地元のほうから、こういった事業であるんで説明ができるからいいですよというご理解をいただいたということですよ。

松尾 巧委員長

薦田委員。

薦田育子委員

調査研究、環境問題とかね、住民の人への調査研究、これ何か企業のほうの資料でどうと言うてはるんですけども、やっぱり市がするんですから市の責任でいろいろその辺考えてもらうべき違うのかなというふうに思うんです。水鳥のことも心配やとかいろいろ言うてはるし、その周辺に住んでいる中での太陽光の影響どうなるんだろうかということもご心配やろうし、そのあたりのことは市としてどのように、企業任せじゃなくて、考えていただいているんですか。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

当然ながらそれは、先ほども申し上げましたように、企業のほうの実例をもとに、その実例の中でどういった課題があったかということも含めて資料を出していただいた経過もございますので、そこはそういった判断をさせていただいておりますけれども、当然ながら、地元に対しましては、これから調整をさせていただいているということをお先ほどもご報告させていただいておりますけれども、そういったことについては企業も一緒に参加させていただいてご説明をさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

松尾 巧委員長

薦田委員。

薦田育子委員

余り、私自身、時間とつたらいけませんので。ただ、住民の人の立場に立った事業にしてもらいたいということなんです。何か全然、その企業の人のデータが何か見てはんのかしらんけれども、それだけでいいのかなというの、私、まだ疑問残っております。もっと丁寧な説明が必要と思っています。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

ため池を太陽光発電という点で、考え方としては悪くはないかなということは感じるんですけども、ただ、岸和田市とかいろんなところでかなり大規模なんをやっているんですけども、住宅が張りついている地域でのため池を利用してやっているというのは案外少ないんじゃないんですか。大阪狭山市の場合は、太満池

大鳥池ね、大鳥池と新池というのは、住宅、割と近くに張りついていますよね。池之原の濁り池というのは住宅余りないですね。だからちょっと違いがあるんです。それで、今問題になってきているのは、その周辺、割と民家が近いところでの太陽光発電については家の温度が50度にも上がったという問題が出てきたり、それと今、電磁波の問題も問題になってきているんですよ。ですから、かなりいろんなところで設置されて、その中でいろんな問題も出始めていますのでね。それで今度、この新池とか大鳥池は周辺に民家が一定張りついていますので、だから住民の人たちからいろんな意見が出てきて困るという話が出てくる可能性もあるんですよ。だから、そういった点で、環境アセスの問題であるとか、全国で起こっているいろんな、電磁波並びにそういう温度の問題など現実に起こっておるわけですから、そういった資料はきちんと把握をして業者とも話をするとか、市として独自の見解も持つとかいうことがなければ地域住民の納得は得られないというふうに思いますのでね。ただ、一部の水利組合の人たちとか、一部の役員の方に了承いただきましたよ、だけでは済まないところがありますので、その点は私たちも、住民の意見はきちんと聞いて進めたいということ、これは意見として言うておきますので、もしそういう中でいろんな住民の不信とか出てきたものを無視してやるというようなやり方をもしやられれば、これは

絶対にその点は私たちは許すことができませんので、そのことは言うておきたいと思います。

松尾 巧委員長

はい。

須田 旭委員

すみません、ちょっと話戻ります。グリーン水素シティの中心となっている企業、コンコードというふうに先ほど岡田理事のほうからご説明あったこと、もう少しちょっと詳しく教えてほしいんですけども。これ、先ほど北村委員からもございましたけれども、縁も何もない企業が、このコンコードというのが出てきた経緯とか、この企業の信頼性とか、今までこういったことを手がけてこられた実績とか、何かほかのそういうものがあるのかとか、また、一応金融の関係の会社やと思いますんで、今、世界的にもいろいろ金融、大変な中で、さっき、職員が誰もいないんで派遣してもらいますという話で、多分コンコードとかからなるのかもしれませんが、もしこのコンコードが仮に撤退したりとか企業業績がおかしくなったときに、こういったフォローを考えられてらっしゃるのかとか、そのあたり、詳しく教えていただいてもよろしいでしょうか。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

非常にちょっと難しいところはあるんですけども、一応、コンコードはトヨタのご紹介でトヨタ関係の……ちょっとやめたほうがいいですか。

松尾 巧委員長

オーケー。いいです。

岡田博志都市整備部理事

そしたら、先にコンコードの概要から言いますと、一応、ニューヨークに本店がありまして、エジプトのほうの金融庁のほうの仕事を主にさ

れていまして、かなりの資本を持たれて運用されています。だから、アラブ系のほうでありますとかというところで今運用されておりまして、私どももちょっと調べさせていただくと、何百億円の事業を何個かやられたりされておりまして、特に、先ほどちらっとお話ししたんですけれども、トヨタグループと提携されたりしておりまして、そのご縁でちょっと一緒にやらせていただくことになっております。

また、金融系ですので、株式のほうもやられていまして、一応、そういう中でいろんな企業と密接に関係されているところもありまして、一応、ファンド事業を扱う事業というのも、これから事業スキームをつくっていただいているんですけれども、そういう中心となる方ですので、方といいますか企業ですので、基本的に、そういうところで中心で契約結ばせていただいで進ませていただくという形をとらせていただいております。

松尾 巧委員長

須田委員。

須田 旭委員

これ、メインは金融の会社やと思うんですけれども、そういったところが、50年後を見据えたという中で市長がお考えのグリーン水素シティ事業に共感というのは持ってくださいませんか。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

基本的には、今回の事業につきましては、本社のニューヨークの会長までちょっと話がいておりまして、かなり大阪狭山市の取り組みについては先進的なことがあって発展性があるというふうに酌んでいただいております。市長がおっしゃっている今後20年先、30年先の事業を見据えて評価をいただいておりますというふうに

考えております。

松尾 巧委員長

須田委員。

須田 旭委員

このコンコードが、ですから全ての事業に絡んでこられると思うんですけれども、それでも、全協のときから説明がありましたように、あくまでもやっぱり主体というか事業の旗を振るのは大阪狭山市であってというところは変わらない.....。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

基本的には、そこのあたりはきっちりコンコードにもお話、最初からさせていただいていまして、当然、市民がいて、市があるということがありますので、大阪狭山市にとって不利益なことについてはやっぱりノーという形でお答えさせていただくという方向でちゃんとお話しさせていただくと、あと、全てに構うということではないという感じになっております。というのは、一応、融資とかリースとかいろんな事業も今後入ってくると思いますので、一応、ファンドという分野で基本的に入っていただくという感じになると思います。

松尾 巧委員長

須田委員。

須田 旭委員

ありがとうございます。

松尾 巧委員長

いろいろあるんですけれどもね.....。

小原委員。

小原一浩委員

あのね、グリーン水素シティから入っていて、太陽光発電のところ、細かいことまではまだだと思っておりますが、太陽光発電とグリーン水素シティの関係が、水素で発電するというのがよう

わからない。今までの市長なんかの説明では、140のため池があって、そのところの水を利用してということやけれども、今度は、太陽光発電のあのパネルですね、後でまた質問しますけれども、あれ自身で、今度、水素の関係に使わないで、あれは関電へ売るといことだろうと思うんですね。その辺のところちょっと私自身、はっきりしていないんですよ。140あって、そのうち実際にどんなため池があるのかというたら、140あるうちのほとんどは小さいところだと思うんで、そんなところへ々そういうシステムを置いたかって非効率だし、それと、権兵衛池のところでは水素を発生させてそこで発電したところでそんなに大きな発電量にはならんかと、それと、20年のリースというのは長いかと、技術進歩が激しい中でね、そんなこといろいろ思っておるんですが。どうも、グリーン水素シティの水素を利用しての、水素社会を迎えてのそれと、今回の太陽光発電、6カ所のところを4カ所に減らして発注してしまっているんやけれども、その発注の仕方もおかしいと思うんですが、その辺の、グリーン水素シティと今のため池の4カ所の太陽光発電との関係をちょっと教えてもらえませんか。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

太陽光発電と水素の関係ですかね。今回、太陽光発電につきましては、再生可能エネルギーという分野に入ります。これは、一応、再生可能エネルギーを大きく見て関電に売っていくことで、一応、太陽の光が電力に変わっていくということで化石燃料が少なくて済むという観点と、あと、できましたら、農業従事者の方が高齢化されて少なくなっていることもあって、それを支援していきたいという2つのことでまずやっていこうという、大きく、再生可能エネ

ルギーを使ってまず事業を進めていきたいと思います。ということで太陽光発電からスタートしています。水素発電については、今後ため池の水を使ったりして、そこから水素をつくり出すという技術があるので、その技術で今、事業スキームをつくっていただいております。

以上です。

松尾 巧委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

資料AからQまでということで今回のを3区分されていますんで、そのうちのAなんですけれども、まず1点目は、今後の日本の50年先を見据えた社会問題の抽出というところがあるんですけれども、ここで、メルシー for SAYAMAの右側の文言が、市の施策を補完する、できる会社というふうになっています。前の発表資料では、市の施策全てを実施できる会社であったかと思うんですけれども、これはいつの時点で修正がかかったのかということが1点と、もう1点は、今いろいろ議論があるんですけれども、プロジェクトチームが10月13日に発足をされました、これについては、11月4日の全協でどういうメンバーですかという確認をしましたところ、部長が5名と、副市長がリーダーで、実務担当としては課長級が企画グループ初め下水、農政、土木、都市計画、財政と10人いますよという、プロジェクトチームを組まれたというのは聞きました。プロジェクトチームについては議事録がないと、つくっていませんというのが今先ほどの発言でございました。このプロジェクトチームを発足してからは、議論としては、これを見ている限りではほとんどないんですね。ということは、もちろん会議されていて、ため池関係の、関電であったり、要するに水利権者というのかな、今、説明に行って意向を確認してんのは権利者ですよ、水

利者であったり財産区であったり、そこに意向確認をしていると、今後そこに住んでいる住民に説明をしていくという、その一歩手前や、ずっとやってこられているというのはわかりました。そこへいくまでに、要するに、この絵ができたもとは8月19日の庁議と9月28日の庁議で要するに諮られているんですね。8月19日の庁議ではいろいろ質問があったみたいで、質疑を受けて次の庁議で回答。ということは、次の庁議で回答するためには、メモなり質問の項目があって回答されている。ということは、ここは議事録ないし何かの記録が残っているということがあるかと思うんで、もし開示できるのであれば、庁議の議事録というものが開示できるのかどうか知りませんが、出るんだしたらここを出してもらったら、もしかしたら今僕たち委員がいろいろ聞いている不安というようなものがそこにももしかしたらあって、もっと理解が早いんかもしれないかなと思うんで、もしあれでしたら、8月、9月の庁議の議事録とか内容を出していただいたらどうなのかなと思います。

1点目の、メルシー for SAYAMAの、内容というのかな、それがちょっと変わったことがどうなのかということ。

それともう1点は、連携、連携という形で先ほど副市長が説明されているんですけども、これ前からちょっと気になっているんですけども、その間に、連動し、事業をという、連動という言葉も使われているんですよ。連動と連携とどう違うねんというのを前からちょっと疑問に思っていたんで、多分、よう似たことなのかなとは思いますが、一応その3点、お願いできませんでしょうか。

松尾 巧委員長

高田室長。

高田 修政策調整室長

1つ目の資料Aの変更点につきましては、12月28日に報道発表されたときには確かに、市の全ての事業を実施できるという表現やったと思います。ただ、それはちょっと資料的にやはり精査が足らなかったという判断で、プロジェクトチームの中で修正すべきやという議論がありましたんで、今の表現に修正しています。

それと、庁議の議事録自体は公開対象になっていますんで、お示しはできると思います。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

よく似ているんですけども、1つは、連携というのは企業のSPCが主で、一応メルシーが連携しながら住民サービスをやるという事業が1つあります。もう一つは、1つ、企業のSPCとメルシーが連動して、メルシー自体が財源確保をして市に例えば財源を寄附するであったり、その財源を使って市民サービスするという使い分けをさせていただいてまして、それが実は、ちょっとこれではわかりにくいんですけども、イメージとしては、企業SPCが連携して事業をしたときに市民サービスする、さらっと、どっちかという軽い感じのパターンと、メルシーが主になって企業と連動して、メルシーの中に財源がたまって住民サービスに持っていくというパターンの2つありまして、そういった感じで考えています。

松尾 巧委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

ありがとうございます。

庁議のほうの資料については公開できるということなので、資料提供いただいたら今の議論というものがもう少しかみ合ってくるのかなというふうに思います。

それと、メルシー for SAYAMAの右に

書かれていた分が、市の施策を補完できる会社に修正されたのが12月28日以降という形だということがわかりました。ただ、12月28日にマスメディア発表されているということで外に打たれていますよね。まだそれ残っていますよね。ということで、今後こういう大事なものについては、やはりもうちょっと練って精査してから出していったほしいなということと、こういう同じ資料を何回も私はもらっているんですけども、できたら、これはいつつくられている記事で、資料でというのがないと、何かもうどんどん議論が混濁していくかなと。先ほどの北村委員がおっしゃっていましたああいう書類のことにしても、僕も気づいていました、交付日があんのにつくられた日がないよなというちょっと不安があったりとかいうのがあって、できるだけ根拠を示していったほしいなというふうに思います。

ということで、以上です。

松尾 巧委員長

いろいろ質疑があるようですが、次の項目のほうに移りたいというふうに思います。

資料のGの定款から資料Oの発電収支シミュレーションまでについて理事者のほうから説明をいただいて、質疑を行いたいというふうに思いますが。

それでは、次の資料の問題について、市のほうから説明をお願いいたします。

副市長。

高林正啓副市長

それでは、GからOまで、概要を私のほうからご説明を申し上げます。

まず、Gにつきましては、メルシー for S A Y A M A 株式会社の定款の写しでございます。細かい点は割愛をさせていただきます。

Hにつきましては、メルシー for S A Y A M A がため池等太陽光発電事業プロポーザル実

施要綱というのをホームページに載せましたけれども、ホームページの中でやった実施要綱の写しでございます。

それから、Iにつきましては、プロポーザルを行いましたときに、事業提案者の事業の内容、それを評価するためのシートになっております。

それから、J 1 と J 2 でございますけれども、2者の参加表明書がございましたので、それぞれの会社からの表明書の写しを提出させていただいております。J 1、J 2 は参加表明書、それぞれ各社の表明書の写しでございます。

Kにつきましては、そのうちの1者から理由も書かれた辞退届が届きまして、会社としては受理している状況の写しでございます。

それから、L 1 から L 4 につきましては、事業者のほうから提案のございました太陽光発電のそれぞれの池等の説明資料でございます。L 1 が大鳥池、L 2 が新池、それからL 3 が濁り池、L 4 が太満池浄水場、その提案書の写しでございます。

Mにつきましては、メルシー for S A Y A M A の代表取締役から、事業提案者、1者に最終的になりましたけれども、その代表宛ての太陽光発電事業審査結果通知の写しでございます。これが12月25日付になっております。

次に、それを受けまして翌年1月18日に業者と契約を交わしました工事請負契約書の写しがNでございます。これが1枚物で両面になっています。

最後、Oでございますけれども、これは事業提案者のほうから出ました発電に係る収支のシミュレーション、その写しでございます。

なお、この収支シミュレーションにつきましては、新池とか濁り池とか大鳥池とか、そういった池の地権者等にはまだこの資料はお示しをしておりませんので、この額を先に議員の皆様方から情報を提供していただくと、ひとり歩き

したときにこちらとしてはちょっと不具合が生じる可能性がございますので、十分、後ほどこの資料をもとにそれぞれまた説明にあがりまして、問題のないようにどのようにこの利益配分をするのかといった話も地元と調整をさせていただき資料の1つになっておりますので、このまま100%地元の人がとっちゃいますと後でいろんな問題が出てくる可能性がございますので、その点は、議会として提出した以上、幾らでも出してもええやないかというのはあるんですけども、このシミュレーションだけはその辺のご協力をお願いしたいと。地元関係者の説明がこの資料ではまだ行っておりません。これまでの説明は、市のほうで一応シミュレーションつくりましたものをベースに地元のほうで説明をさせていただいておりますので、その辺に差が生じておりますので、よろしくご理解をいただきますようお願いしておきます。

以上、簡単ではございますけれども、GからOまでの提出させていただきました資料の説明とさせていただきます。

松尾 巧委員長

それでは、メルシー for SAYAMAの定款Gからプロポーザル関係のOまでにつきまして、ただいまの説明につきまして質疑をお受けしたいと思います。質疑、ございませんでしょうか。

徳村委員。

徳村 賢委員

すみません、何点かありますけれども、まず、資料Nの契約書のほうと絡むんですけども、今回、代表候補地が全部6カ所あって、2カ所取り消しで、1月6日に請負者と協議ということになっています。契約書上はそういったことは書かれていないのですが、協議されたのであればそういった契約の変更があるかと思いますが、まずそういった書類があったのかどうか、

なけりやまずいと思いますが、まずそれ1個、確認をさせていただきます。

それとあと、Gの定款のほうなんですけれども、物すごく幅広く、販売やら購入やら、何かいっぱい、インターネットの云々とかいろいろ、業務範囲が非常に多岐にわたるので想定されることを全部書かれているんだと思いますが、これはメルシー for SAYAMAの会社のことです。どうなのかというのはありますが、この辺は今後のことも含めて全部書かれたんであるというふうに思いますが、その辺を教えてください。この2点、教えてください。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

候補地、6カ所から4カ所が変わったという点についてまずお答えさせていただきますけれども、閉鎖緑地と低区配水池のほうを今回対象から外させていただいた経過というのは、ちょっと我々のほうも確認不足で申し訳なかった部分もあるんですが、以前に閉鎖緑地の関係で地元とはいろいろ覚書を交わされておられました経過がございまして、その経過を踏まえて今回そこを外させていただいたということで、企業にもその旨をお伝えさせていただきました。

それと、定款の部分の事業内容ですけども、おっしゃるとおり、今段階でここまで書く必要性があったかどうかというのものあるんですけども、これからの将来のことを考えまして多くの部分を入れさせていただいているということでございます。

松尾 巧委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

すみません、ちょっともう一回質問ですが、閉鎖緑地と今熊の低区配水池が除かれたのはわかっただけなんですけれども、これ協議がされてなく

なったということなので、契約書がある。これは4つの池の契約書であって、もともとは6区で契約したはずだと思っていたんですけども、そのときというのはどないなっているんですかね。時系列から言うと、先、請負決定してやったので。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

契約をする前の段階で、もちろん内部協議の後ですけども、企業とも調整をさせていただいてこの2カ所を外させていただいております。

松尾 巧委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

じゃ、この中身は、当然4つの池のやつやというふうに、金額も、契約書やというふうに認識したらいいですね。場所は多分、この図面、説明資料なのか、これからなんのかわかりませんが、そういったことで、契約上またおかしくないようにしておいていただければと思います。終わります。

松尾 巧委員長

小原委員、どうぞ。

小原一浩委員

まず、6カ所が4カ所になったということですけども、たしか12月4日ぐらいにホームページへアップロードして、12月7日から15日までの間に募集というのを、これを見ましてびっくりしたんですけども。ある人、こういう入札関係に詳しい業者の人が、これ官製談合違うかというようなことを言うていました。というのは、どこかが事前に調査をして、非常によそが入りにくいような感じでばあんと発表して、それやったら競争入札とか一般競争入札にはならんのかなとか、随契みたいなものじゃないかいなという感じはしておったんですが、案の

定2カ所が、2つの業者が来て1つが辞退したということで、これは随契で……。本来であれば、例えばですよ、公募するにしても、6カ所のあれで条件を提示して、発注仕様書みたいなをつけて出したら、それが4カ所になったら再入札やるべきだと思うんですが、それを6カ所の分で、もちろん6カ所の分についての明細が出てきたからかもわかりませんが、それを4カ所で採用してしまうというのは異常であると私は思っています。本当に、できるだけ自由競争というのを尊重してやるのであれば、そんなに慌ててやらずに、もう少し期間も持って、業者がたくさんあるわけですから、広く募集してある程度競争してもらって、それを採用するというべきだろうと思うんです。余りにも短過ぎる。

それと同時に、6カ所が4カ所になったという発注の条件が変わっているのに、即、1者応募して、1者は辞退したからしょうがないというようなものですけども、そこと契約してしまうというのはいかがなものかと思っています。

それと同時に、もう一者はどうして辞退したかということを知られたかどうかは知りませんが、やはり幾ら発注仕様書が出ていたとしても、短い期間で搬入の問題とか何かがあるから、ここには価格の問題なんかでというようなことが書いていますけれども、実態は、私はやっぱり期間が短かったから辞退されたんだろうという気はしています。ですからとにかく、そういう業者のいわゆる思惑に乗ってしまえばたばたするのは当市にとっては得策ではない。

それと同時に、基本的にこれはそうなんですけど、1つの部門でいろいろ考えんのはいいですが、例えば大阪狭山市は水と緑豊かな市であるということでやっているわけですから、私はそういう、例えば野鳥がどうやからというよりも先に、大阪狭山市としての今まで築かれてきた

環境なり何かということを考えて、2,000万円ぐらいの収入、これもリスクもあると思うし、長い20年間のリース、長いなと思うんです。どうしてそういうのをばあっと強引にやるかというのを大変疑問に思っていますし、先ほどの説明でも私自身が理解できないのは、ため池の水があるからそれを利用して水素をつくってその水素でまた発電するというような、これはね、私は素人ですけども、非常に何かおかしい話の展開だろうなという気はするんです。たくさん小さいところはありますけれども、そんなところへいっぱい、例えば狭山池ではあんとやるんであれば、結構水量もあるし、まとまった規模のものであると思うけれども、そんな小さいの分かれていて、経済性の問題からいうたら非常に疑問があるなという気はしておるんですよ。

とにかく、発注して、水素もそうですが、太陽光発電のね、ため池がようけあるからそこへつけるんだということの単純な発想だけで、かなり早いこと慌てたというのが将来に禍根を残さないかなという心配があります。今さらこれをどうかということはないんですが、先ほどの話もありましたように住民の問題もあるし、大阪狭山市としての水と緑の豊かなまちということで来ていることからしても、これをもっと慎重にやってほしい。特に、発注してしまって、16億円かな、20年リースでやっているということですけども、利益としては2,000万円ぐらいじゃないですか。メンテも含めて、メンテはやってくれるということやけれども、業者はただでやりませんよ。ちゃんと自分たちの労賃とか、そういうメンテ用の費用を入れる……

松尾 巧委員長

小原委員、小原委員。質問は、できるだけ質疑をまとめて要点的に言ってほしいんです。余り長くならないように。意見を言うんやったら意見として言ってください。

小原一浩委員

指摘した上での質問ですが、どうしてこういう発想をされたんか。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

これ、プロポーザル方式ということでやっているんですけども、あくまでも、プロポーザル方式というのは、数社あって初めて政策的なそれぞれの提案があって、すぐれたほうを採用するというのが本来のプロポーザル方式だと思うんですが、1者でそれが、そういうことが成り立つのかということで疑問あるんですよ。だから、本来のプロポーザル方式と言いながら、それがそうっていないということになるのではないかというのが1つと、それと、メルシー for SAYAMAの設立に関連してなんですが、市当局は議会への承認を得たというふうに考えているのかどうかという点をひとつお聞きしておきたい。本来は、法人の設立とか、あるいは出資に関する条例というものをつくって、それでもって対応していくというのが本来ではないかというふうに思うんですが、その2点、あわせてお願いしたいと思います。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

それでは、とりあえずプロポーザルのほうなんですけど、一応、今回のプロポーザルにつきましては、ある一定、私ども市のほう、というかメルシーのほうで、ため池の数量とかそのあたりをきちっと上げさせていただいて、おおむねこういう形になるやろうという形でプロポーザルをさせていただいています。一応、結果として、2者が来て1者が辞退されたということやったんですが、一応、その1者を判断させていただいたときに、ため池のプロポーザル、私ど

もが考えていた以上に、メンテナンス面の最新技術を持たすとか、あと、先ほどちょっとちらっとお話があった環境面の調査でありますとか、そういったところも考慮していただいていたので、その辺を審査させていただいて決定させていただいたという次第です。

以上です。

松尾 巧委員長

もう1点。メルシーの会社のほう。

西尾部長。

西尾 仁市民部長

議会の承認を得たのかどうかということのご質問だったと思いますけれども、我々、全協で説明をさせていただいて、予備費の流用をさせていただくことのご同意をいただいたのかなと、その当時、思っていますけれども、当然、委員おっしゃるように、法人の設立、出資に関する条例というものが整備されておれば一番よかったのかなというふうには思いますけれども、その時点でそういった整備もありませんし、そういった条例を制定するという予定もありませんでしたので、出資するという部分では予算措置が伴いますので、当然ながら緊急議会なり臨時議会を開いていただいて補正対応をさせていただいたのがよかったというふうには思っておりますけれども、何分、事務局とも相談させていただいた中では議会対応がちょっと難しいということもございましたので、ちょうど一番最初の全協のときですけれども、そこでご説明をさせていただいて一応のご了解を得たのかなというふうには理解しております。

松尾 巧委員長

北村委員。

北村栄司委員

その承認を得たということについてはいろんな考え方があると思いますけれども、私個人的には、本来当局は緊急議会を開くべきだったと

思うんですよ。それを開かずに あの全協の場でもいろんな意見出ました、賛否両論。それと、非常に、内容的にもっと詳しくとかいう意見、いっぱいあった中で、全員がオーケー、オーケーと言うたわけではない状況がありながら、それを当局は判断して、判断してというか、議会を開かないという判断をして突っ走ったわけです、私から言わせれば、結果はね。だから、承認を得たというふうには言えない部分があると、本来は、ちゃんとした議会議決というのが得られるように、これも当局としてはやっておくべきことだったと。全協で言っても、全協という性格は当局としても理解いただいていると思いますので、議決をしたわけではありませんので、そのことはちょっと指摘をしておきたいなというふうには思うんです。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

先ほどの、北村委員おっしゃっていただいている、緊急議会を開いて我々も補正対応をさせていただきたいということは議会のほうにもお伝えをさせていただきました。その中で、どうしても皆さん方がお集まりできる時がないというふうにお聞きしていましたので、そしたらどういう対応させていただきましょうというてご相談させていただいたときに、全協が開かれますのでそこで対応をお願いしたいということも、議会のほうからも言っていた経過がございましたので……。

北村栄司委員

緊急議会を招集、開くということになれば、議員はそれが最優先ですから。そらいろいろ個人的な問題でどうしても出席できないという場合は欠席届を出しますよ。だけれども、集まらないから議会が開けないというような対応を議員はしませんよ、それは。そんな話は誰が

事務局したんですか、それ。

松尾 巧委員長

ちょっと休憩します。

午後2時57分 休憩

午後3時27分 再開

松尾 巧委員長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

その前に、先ほど休憩に入る前に、議会の全協とか補正予算の問題なんかでちょっと議論が紛糾していました。一度ちょっと整理をしたいと思いますので、この点につきまして西尾部長のほうから説明をお願いします。

西尾 仁市民部長

もちろん我々といたしまして、当然、緊急議会を開いていただいて、補正対応させていただいた後にご了解いただくのが本来だったと思います。ただ、私どもの都合も悪い、日程調整ができなかったものがありましたので、ご無理をお願いして全協のほうでご理解いただいたというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

松尾 巧委員長

引き続き質疑はありませんか。

□岡委員。

□岡由利子委員

行政の強い思いでこういう、株式会社出資されて会社設立、そして私たちは本当に情報収集ができていないまま、今回このように資料をいただいたわけですが、この〇の発電収支のシミュレーションも、20年間で大体平均1,800万円ぐらいという話がここに載せられているんだろうなと思います。1年目は2,600万円という形で掲載されているわけですが、あくまでもシミュレーションという形だとは思いますが、そういうメリッ的なもの

ですね、そういったものを今後どういうふうにしていくかということなんですけれども、先ほども住民の、水利のほうは大変賛成されているし、隣接する住民やまた市民にとって何のメリットがあるのかというのは、やはり、この政策というか、事業に対しての賛成を、反対を促すというものやなくて、本当に共感していただけるようなものにつながると思うんですけれども、あと、この太陽光発電事業の事業説明経過の中でも、うちの市が底地利用に、市長が底地利用に同意とか、堺市長が底地利用に同意という形で、市の権利のある池もあるわけですね。ですので、やはり太陽光で、開成プランニングと、そして底地利用という形の契約書もあっていいのかなと、それを提示していただきたいなと思ったんですけれども、その件も、確かに底地利用に対しての借地料とかね、そういったものも絶対にあるのではないかと、その点で大阪狭山市長が底地利用に同意ということであれば、その収入的なもの、市が有する収入的なものもあるのではないかと、その部分とそれから1,800万円というね、平均ですけれども、そういった部分の費用というんですかね、市の取り分というたらあれなんですけれども、それがやはり周辺の整備とか市民に還元されていくべきではないかと思っているんです。そのところのお考えとか、ほんでまた、市の底地利用に対しての契約とか、そういう収入的なもの、市の収入とか、そういったものに対してちょっと何か首かしげているような感じもあるので、その点についてもお話をいただきたいと思います。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

今、□岡委員おっしゃっている、まず1つ、整理をさせていただきたいのは、経過の中で出

てきました底地利用の同意の件です。これはあくまでも、財産区については財産区管理者は市長ですので、市長の同意文でいけるということなんですけれども、それ以外のところについては地区であったり水利組合が実質の所有者者でございますので、登記名義上は、堺市部分は堺市名義になっております、池之原のほうについても大阪狭山市の名義になっておりますので、市の、土地所有者という取り扱いを経産局のほうはされていますので、土地所有者の同意をとってくれということをおっしゃられましたので、それについての同意をいただいたということでございます。

それと、シミュレーションの内容、額は別とさせていただきます、地元とも協議をさせていただいているのは、当然、ソーラー設置をさせていただいた経過の中で、こういった活用の仕方をしていただくのかということも含めて協議をさせていただいております。当然、金額、こういったものになるのかということもこれから地元とも協議をさせていただいて、協定書あるいは覚書も結ばせていただいて配分をさせていただけたらなというふうに思っておりますし、当然、今、市と契約をさせていただく形なのか、メルシーという形をするのか、ほぼメルシーになると思いますが、メルシーと地元と協定書を交わさせていただいて、そこから幾らかの配分をさせていただきますので、メルシーにまず幾らかの形の費用を充当させていただきます。それと、当然ながら市のほうにも幾らかの形のものを充当させていただいて、近隣住民に全てということはありませんけれども、出た収益によって新たな事業、新たな施策に回させていただく費用に充てたいというふうに思っておりますので、そこはまだ大きな費用ではありませんから、こういった事業ができるかというの

はまだこれから検討させていただくことになると思いますけれども、そういったふうに充当させていきたいというふうには思っております。

松尾 巧委員長

□岡委員。

□岡由利子委員

シミュレーションに出てくる電力の収益ですよ、その収益に関してはメルシーにするかという形で地元のほうに還元していく方向で考えていられると、そういうふうに理解をしているんですけれども。私も、へど池のときに、当時は美原とそれから大阪狭山市としっかりと権利分を分配していただいているということがありましたので、今回もやっぱりこの底地で何らかの市の収入として得るものがあるのではないかと、そのように、臆測ですけども、思うわけです。ですので、それは全部地元の水利のほうに契約を交わして、水利のほうに借地料というんですか、それを払うという形になっていると理解していいんですか。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

借地というて、お借りするような形にはなるのかなというふうに思いますけれども、借地料という形でお支払いするのか、あるいはそういう事業収益に係る部分として振興費的なもので補助として出させていただくのか、ちょっとまだそこは検討させていただいているところなんです。というのは、当然、メルシーのほうで受けさせていただきますと、収益事業ということになりますと税対策の問題も出てまいりますので、そういったことも考慮させていただいた上で、地元でこういった配分の仕方ができるのかということも検討を今させていただいている途中でございます。それがはっきりした段階で、またお知らせさせていただきたいなというふう

には思っておりますけれども。

松尾 巧委員長

□岡委員。

□岡由利子委員

じゃ、市民、市民というか市民への利益というのは、この電力の収益、20年間平均で1,800万円、初年度で2,600万円とシミュレーションが出ていますけれども、この分が市民の利益、メリットという形で、のみみたいな感じですけども、捉えさせていただいていいんですかね、太陽光発電に関しては。

松尾 巧委員長

西尾部長。

西尾 仁市民部長

全額ではないということだけのご理解いただきたいと思うんですけれども、当然、メルシーの運営経費にも充てさせていただき経費も必要になってまいりますし、税金としてお支払いする費用ももちろん出てくると思っておりますので、そういった費用を差し引いた中でどれだけ地元に配分できるのか、あるいは市のほうで活用できる費用に充当していくのかということも当然検討させていただいておりますので、そこらをきちっと整理した段階で、こういった費用についてはこう配分できましたということはお知らせさせていただけたらなというふうに思っております。

松尾 巧委員長

いろいろまだ質疑とかご意見はあるかとは思いますが、時間が大分と押しております。次に進みたいと思います。

(「すみません、1点だけ」の声あり)

井上委員。

井上健太郎委員

すみません、Hの資料で、プロポーザル方式で実施する事業が大阪狭山市ため池等太陽光発

電事業とあるんですけれども、Nの工事請負契約書の段階では大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業というふうに事業名が変わっているんですね。これはなぜ変わっちゃっているのか、同じ事業だと思うんですけれども、なぜ事業名が変わって契約されているのか、なぜ「モデル」という言葉が入っているのかちょっとご説明いただきたいんですが。

Hの事業とNの事業は同じ事業だと思うんですけれども、事業名が違っちゃっているんですが、「モデル」が入っちゃっているんですが。この金額でモデルはびっくりしたんですけれども。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

すみません、これ単純なちょっとケアレスミスです。申し訳ありません。

松尾 巧委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認です。この、何ぼや、16億2,517万6,000円、この工事価格が書いている工事請負契約書のほうが正しい、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業が正しい事業名でよろしいですね。

岡田博志都市整備部理事

それで結構です。すみません。

ちょっとつけ加えて……。

松尾 巧委員長

岡田理事。

岡田博志都市整備部理事

参加表明書もモデル事業になっておりまして、そこからちょっと名前が変わっております。

松尾 巧委員長

いろいろご意見は、まだ質疑もあるかとは思いますが、時間の関係上、次の項目に移りたいと思います。

それでは、資料Pのグリーン水素シティ事業推進研究会の組織概要につきまして市のほうの説明をお願いします。

副市長。

高林正啓副市長

この組織概要につきましては、先般、平成28年1月21日に第1回目の研究会を開きまして、その中で、参加企業6社を中心といたしましてどのような役割分担をするかといったところで議論を受けて、できたのがこの組織概要になっております。

まず、組織ですので、代表者、会長という形になりましたが、そこはシナネン株式会社から出していただきます。それから副会長、2人ありまして、1人は株式会社光通信から出していただきます。もう一人は行政サイドとして大阪狭山市が入る、市長が入ることになっております。一応、まとめ役という立場の幹事といたしましては、先ほどから出ておりますコンコードインターナショナルインベストメンツグループエル・ピー、この代表の方が幹事を務めていただくということになりました。

そして、大きくは事業としては6つございまして、それぞれプロジェクトという最後に名前をつけておりますけれども、1つは水素発電関連事業プロジェクト。右の欄がそれに絡む企業でございます。

通信省エネルギー関連事業プロジェクト。これも同じように右に掲げている企業が関係するものでございます。

それから、トライク事業プロジェクト。これは右側に3社書いておりますけれども、その中の豊田トライクといいますのは、実際、ホームページにもまだアップされておられませんし、新しい交通システムといいますか、とりあえずは三輪型の電動アシスト自転車もどきというんでしょうか、新たに世界でも初めての何か特許を

とってやるモバイルということでございます。自分でこぐんですけれども、電動アシストという形で、今聞いておりますのは100キロぐらいは走れるというところで、実際、会長さんのお話、私が直接聞いたときは、おたく自転車好きやったら高野山往復できますよと、坂道そんなしんどいことおませんという話は聞いております。ただ、このトライクそのものの発表はまだですので、3月中に今、いわば発表する予定だそうです。この豊田トライクというのがトヨタグループの新しい会社でございます。それを、水素と全く関係、直接はないんですけれども、特にこの自転車は前が三輪になっておりまして、歩道を走るにしても歩道に乗るにしても、結構二輪のタイプのやつですとひっくり返ったりする可能性が高いらしいんですけれども、これは非常にそういったときにソフトに対応する自転車で、子どもから高齢者まで安全・安心して乗れるバイクだということで、これから売りに出したい、それを大阪狭山市でモデル的にやりたいという提案がございました。かつ、これが水素発電にも入っておりますけれども、トヨタグループは水素自動車にも力入れておりますので、そういう1つのきっかけにつなげたいということで、水素発電にもこの豊田トライクは入っております。

あと、農水産業等振興事業プロジェクト。これは、今のところまだ想定ですが、水素水ということで今、健康とかいうところで使ったりしておるんですけれども、そういう水素水を使った新たな農作物を大阪狭山市で研究を通じてできないかどうかといったところも想定に入った農水産等振興事業でございます。

それから、一般でいうリサイクル事業プロジェクト。

それから、都市基盤整備事業プロジェクト。あえてこの都市基盤整備事業プロジェクトをつ

くっておりますのは、当然、企業誘致とかを本格的にもしか、例えば今のトライクの工場をつくりたいと、これは例えての話です、実際はわかりませんが、そういったときに道が狭過ぎて物が運べないといったときに、そういった都市基盤、今でいうたら都市計画マスタープランの逆に一部見直しが必要になってくるかもしれません。そういったことを想定して、都市基盤整備事業プロジェクトということで清水建設なんかにも入っていただいているところでございます。

オブザーバーとしまして一番下段に宮崎県小林市が入っておりますけれども、ここは非常にミネラルの高いおいしい水が出るということで、当日、市長来られたときに、私どものほうの水は50年かかって地中から湧き出てくる、つまり非常にろ過されてそのまま飲めますよと、それを今、各市民がすぐひねると、うちは水道水です、向こうは実質そういう湧き水を中心に生活をされておると。その水がファミリーマートを中心に全国で売られているというふうに市長がおっしゃっていました。その水を、例えば大阪狭山市で水素発電したときに水素をつくったときに、その水素と小林市の水を技術的に提携して健康のためにつながる水になれば東京でも売れんちゃうかいなという話もそのときは出ておりました。これはあくまでも夢の話でございます。そういった意味でオブザーバーで入りたいということで、それだけじゃなしに水素発電もしたいという思いも市長お持ちでございまして、その辺を聞きたいということで入っておられます。

幹事と事務局、大阪狭山市、メルシー for SAYAMAが連携しながら日程調整等を当面していこうということで、この幹事と事務局の間に矢印ついてんのがそういう意図でございます。

一応、組織概要の説明といたしましては以上でございます。

松尾 巧委員長

ありがとうございました。

この項目につきましては、質疑等について、できれば次回の調査特別委員会に回したいと思っておりますけれども、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしとのことでありますので、そのようにいたします。

理事者の皆さんには、説明、ご答弁、ありがとうございました。

質疑等で出されました追加の資料提供につきましては、後ほど改めてご依頼いたします。

また、これまで要求しております資料で残っている問題については、出せる段階でぜひ資料提出のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、皆様はここでご退席をしていただきます。

午後3時47分 休憩

午後3時51分 再開

松尾 巧委員長

休憩前に引き続きまして再開いたします。

先ほどの審議の中で、新たに資料の提出を求めるとい問題につきましては、Bの資料で、具体的に日付などもきちっと整理をして再提出をしてもらうという声と、それから、庁議の関係の部分で、必要なメルシーに関連するような内容についての会議録の提出、こういうものが出されていたというふうに思うんで、その点について市当局に資料提出を求めていきたいというふうに思いますが、それでいいでしょうか。

もう1点。

井上健太郎委員

13日のグリーン水素シティの河南記者クラブでされた情報提供の内容が私たちわからないの

で、この内容について……。

松尾 巧委員長

河南記者クラブのね。

井上健太郎委員

東京の分はホームページなり資料をいただいたんですけども、河南の分はいただいてないので、13日の分の提供をお願いします。

松尾 巧委員長

その3点ぐらいでいいですね。

北村栄司委員

それとね、さっき言うておいたらよかったなと思うたんやけれども、シミュレーションは公表しないでくれというやつ言うていたでしょう。ああいうのは資料提出したときに言うておいてもらわないと、そらあかん話やと思うんですわ。せやからそういうところもちょっと注意ね、きちんとして。もらってから日にち経っているから、ひょっとしたらわかれへんわな、出ていても。せやからそこらちゃんと……

(発言する者あり)

なあ。もしそんなん言うんやったら。ということで、意見は言うておいて。

松尾 巧委員長

一応、そういう資料要求をしていきます。

松尾 巧委員長

それでは次に、専門的知見の活用についてという案件でございますが、前回の委員会では法的な分野と技術的な分野につきまして検討が進められましたが、具体的に分野を絞り込んで検討するということが必要かとは思いますが。きょう、資料をちょっと提出してもらっておりますので、事務局のほうから簡単に説明をしていただきます。

楓 仁孝議会事務局次長

それでは、事務局のほうからご説明させていただきます。

ホチキスで閉じたほうを、まずごらんいただ

ければというふうに思います。

まず、会社の設立関係の部分でご説明させていただきますと思います。

前回、市の顧問弁護士等をお願いすればというふうな形でもご意見いただいておったんですけども、それともう一つ、弁護士会のほうにこういう派遣する制度がありますのでということでちょっとご案内申しておりました。その弁護士会のほうで依頼するとすればというふうな形で、1講演1時間当たり3万円程度というふうな形の講師料で弁護士会に依頼することによって弁護士をご紹介いただいて、例えば商事関係法というふうな形の中に会社の設立というふうな項目がございますので、そちらのほうの専門の弁護士をご紹介いただくという方法もあるのかなと。

それから、あともう1枚、1枚で用紙お渡しさせていただいたところには、具体的な弁護士法人の事務所で清王さんという弁護士の方が

すみません、取り扱い分野の中で「社訴訟」と書いてあるんですけども、「会社」の「会」が抜けておりました。すみません。会社訴訟、労働事件関係を専門とされている弁護士さんの方がいらっしゃいますので、こういう方をお願いするというふうな方法もあるのかなというふうに事務局のほうで思っております。

それからもう1点、水素発電、それから太陽光という技術的な分野での専門家として、これ各議員の皆様もお名前ご存じの方もいらっしゃるかなと思うんですけども、狭山中校区の円卓会議のメンバーにお入りいただいている大阪府立大学の准教授でいらっしゃる津久井茂樹さんという方が、そちらの、今、1枚開いていただいた下のほうにも、研究テーマとしてクリーンエネルギー関連材料の開発とか、それから2番目、水素の生成材料及び貯蔵材料の開発と評価というふうな形、それから燃料電池というふ

うな形の中でのことを専門にご研究されていますので、こちらの方、何でしたらちょっとお話ししても構わないというふうな形でのことも伺っておりますので、こういう方にお話をさせていただくというふうなことも可能かなと、1つの案としてご提案させていただきたいと思います。

それから、3枚目につきましては、この間、読売新聞に載りました大阪狭山市のこの発電事業について掲載された記事でございます。

それから、その次のページにつきましては、大阪府が水素の関係のプロジェクトを新規に発足させるというふうな形の記事が出ていましたので、コピーさせていただいております。この下の分は、ちょっと水道の分は関係ないです。すみません。

そして、その次のページから、具体的に大阪府がホームページに掲載されておりますビジョンの概要版案をコピーとしてつけさせていただきました。資料ですので、またごらんいただければというふうに思っております。

以上でございます。

松尾 巧委員長

会社設立の問題なんかで法的な専門家の知見を学んでいくということと、それから、水素発電なんかについて、一体どうやって水素がつけられるんかとかというような簡単な、基礎的な知識というか、そういうものも必要であろうというふうに思ひまして、前に出ておりましたが、そういう方々の知恵も大いに活用したいというふうに思っています。

きょう決めるというわけにはいきませんので、できれば、またこんな人もおるといことがあれば、また委員長や副委員長のほうにご提示していただくとか、事務局のほうに出していただくということで、一応こういう形で調査特別委員会としても学習したり知識をつけていこうということを進めていきたいなというふうに考え

ております。きょうの資料をぜひまたごらんいただいで、いろんな提案があったらお願いをしたいし、できれば次の特別委員会なんかで決めていってはどうかというふうに考えておりますので、きょうは資料だけ配付させていただきました。

なにかほかにありましたら。

ないようですので、次回の特別委員会でありませけれども、どういうふうにさせていただくかなというふうに思いますが、先ほどの、第9についての項目、この質疑なんかもありますので、できるだけ余り時間を置かないのがいいのかなとは思いますが、できれば2月19日金曜日の午後2時から開催したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

案件としましては、出されている資料、説明はきょういただきましたけれども、それらにつきましての質疑と、それと専門的な知見をどういうふうにしていくのかと、身につけていくのかというようなことの2つの案件を行っていきたいというふうに思ひませけれども、ご異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ございませんので、そのように進めさせていただきます。

以上をもちまして本日の調査特別委員会は終了いたします。ご苦労さまでございました。

午後4時01分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員長